

岩手県選挙管理委員会告示第64号

不在者投票ができる病院等の指定（昭和45年岩手県選挙管理委員会告示第26号）の一部を次のように改正する。

令和8年7月10日

岩手県選挙管理委員会

委員長 吉田 瑞彦

改正前		改正後	
1 病院		1 病院	
名称	所在地	名称	所在地
[略]		[略]	
独立行政法人国立病院機構 岩手病院	[略]	独立行政法人国立病院機構 岩手病院	[略]
一関病院	<u>一関市大手町3番36号</u>		
県立磐井病院	[略]	県立磐井病院	[略]
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			